



## 今月の特集

- ① 算定基礎届 ご提出お忘れなく
- ② 障害者雇用率 引き上げ
- ③ 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況
- ④ 協会けんぽ移転
- ⑤ インドとの社会保障協定実質合意
- ⑥ セミナーのご案内

### 算定基礎届 ご提出お忘れなく！

7月に入り、算定基礎届の提出時期となりました。ご準備はいかがでしょうか。提出期限がありますので、お早めにご提出くださいませ。

#### 算定基礎届とは？

算定基礎届とは、毎年7月1日現在で使用している全社会保険被保険者の3か月間(4~6月)の報酬の平均を算出し、その年の9月から翌年8月までの保険料額の計算の元となる標準報酬月額を決定するものです。毎月の社会保険料控除の基礎となりますので、必ず提出が必要となります。

#### 提出期間とは？

**7/2(月)-7/10(火)**となっております。忘れずにご提出ください。

※ 保険者によって、上記期間を前後する場合がございます。必ずご確認ください。

### 保険者算定の基準の追加

#### これまでの基準

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配、又は、遡った昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受ける等、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合



#### 昨年より追加の基準

- ④ 「当年の4、5、6月から算出した通常の報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの1年間に受けた報酬から算出した標準報酬月額」との間に、**2等級以上の差が生じた場合**であって、この差が**業務の性質上例年発生する**ことが見込まれる場合

例年4~6月が繁忙期であり、残業手当が多く、1年間の給与平均と大きく隔たりがあるような場合に該当いたします。

この届出を行うかどうかは、事業主及び被保険者(従業員)に委ねられ、あくまで任意となります。義務ではありません。



### 障害者雇用率 引き上げ

企業に義務付けられる障害者雇用率が、**2013年4月**より、引き上げとなります。また、同時に義務付ける企業の範囲も拡大されます。

#### 現在

従業員 56人以上  
1.8パーセント



#### 来年4月より

従業員 **50人以上**  
**2.0パーセント**

これは障害者雇用促進法により、事業主は常時雇用する労働者に対して国が定めた割合以上の障害者を雇用しなくてはならないルールです。障害者雇用率は法律で少なくとも5年ごとに見直すように定められています。この割合は、障害者が労働者全体に占める割合を推計し、同水準になるように決められるため、今回の引き上げは、働く障害者が増加し割合が高まったことによります。

また、障害者の雇用に伴う企業側の経済的負担を調整し、障害者雇用の水準を高める目的として、「障害者雇用納付金制度」も設けられています。この法定雇用率を達成していない場合、雇用障害者1人不足ごとに月額5万円を納付しなければなりません。(常用雇用労働者数が200人以下の事業主には適用されません。また、201人以上300人以下の場合は、4万円とされています)反対に、雇用率を達成した企業には、調整金、報奨金を支給されるとともに、各種助成金が支給されます。

助成金につきましては、弊社関連法人が申請を専門に扱っております。**日本社会保険労務士法人**へお気軽にご相談くださいませ。

#### 【日本社会保険労務士法人】

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-32-1  
大塚S&Sビル5階  
TEL: 03-6831-3778

### 23年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

平成24年6月15日、厚生労働省から、平成23年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」の取りまとめが公表されました。くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事が原因で発症する場合があります。「過労死」とも呼ばれています。

厚生労働省では、こうした過労死や、仕事のストレスによる精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した「支給決定件数」などを年1回、取りまとめしております。

#### <2年連続増加> 脳・心臓疾患

労災補償の「請求件数」は898件、前年度比は96件の増加となり、2年連続で増加しています。

#### <過去最高> 精神障害

労災補償の「請求件数」は1,272件、前年度比91件の増加で、3年連続の増加となり過去最高です。

年々、労災補償の請求件数は増加しております。企業として、いかに労働者の働きやすい環境を構築し、運用するのか、重要となっております。



SATO社会保険労務士法人の東京オフィスでは、蛍光灯を全面LEDに変更しました。以前よりも明るいオフィスで、皆様の労務管理をさせて頂いております。

また、エアコンの設定温度も28℃とし、職員一同、夏季軽装(CoolBiz)とさせて頂いております。

ご了承くださいますよう、どうぞ宜しくお願いいたします。

## 協会けんぽ東京支部 移転

現在、品川区大崎と西五反田の2カ所に分かれています。サービス向上、事務処理の効率化、経費節減等を目的に、移転・統合予定です。

### 移転予定日

2012年8月20日(月)

### 現在の東京支部窓口最終日

2012年8月17日(金)

### 移転先

〒164-8540  
東京都中野区中野4-10-2 中野  
セントラルパークサウス7階  
(最寄り駅：中野駅北口)

移転により、特に手続きが発生することはありません。旧住所地が記載されています保険証もそのまま使用できます。



## インドとの社会保障協定が実質合意

先日、インドとの社会保障協定の締結が、実質合意に至りました。発効日は現段階では未定です。

### 社会保障協定とは？

海外で働かれる場合、自国の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して、二重に保険料を支払うことを余儀なくされます。また、受給資格要件を満たせず、相手国で負担した保険料が、掛け捨てになることがあります。その問題を解決するため、社会保障協定はあります。

### 主な内容は？

- ① 相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し、自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用します。
- ② 両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給する為に最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになります。

### 社会保障協定が発効されている国は？

2012年7月現在、下記14カ国との社会保障協定が発効されています。

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス

※各国特有の取扱いになっている部分がありますので、ご注意ください。

## セミナーのご案内

業務提携しております、マイツグループでは、7月にセミナーが行われます。マイツグループは、アジアに進出している企業の会計・税務コンサルティングや監査等を手がけており、豊富な実績がございます。また、現地の会計事務所と手を組み、「中国・アジア進出支援機構」を設立し、アジア各国でワンストップサービスができる体制を整えております。

海外に進出を考えている企業様には成功する為の鍵となる有効なお話が聞けるチャンスとなりますので、是非ご参加ください！

### 第1回 中国・アジア進出支援機構セミナー 「日系進出企業の中国リスク回避方法」

#### 内容：

(ご挨拶)  
昨年10月に設立した中国・アジア進出支援機構は、13カ国24拠点をカバーできる体制になりました。これから各国の投資環境や進出上の留意点などのセミナーを通じてお伝えできればと考えています。

- (内容)
1. 不正を見破る方法とは？
  2. 会計・税務リスク
  3. 人事・労務リスク
  4. 海外送金リスク
  5. 法務リスク

日時： 2012年7月26日(木)  
9:00~12:00

会場： 株式会社クイック セミナールーム  
(東京都港区赤坂2-11-7  
ATT新館6F)

講師： マイツグループCEO 池田 博義 氏

参加費： 5,000円

## 海外を生き抜く「術」を知る 「海外(中国・アジア)進出における赴任人材の選定と育成」

#### 内容：

停滞する日本を尻目に高成長を続けるアジア圏。個々に進出したいと考える企業が近年、ますます増えていきます。進出となればそこに人材を送り込まなくてはなりません。その選定に失敗し、現地の事業がうまくいかないというケースも多々あるようです。

中国・アジア圏で事業を成功させられる人材をどのように選ぶべきか、あるいは選んだ人材にはどのような赴任前教育を施すべきか、更には赴任後に本社がどのような支援をすれば現地責任者は事業に集中できるのか、その具体的な実践ノウハウをお伝えいたします。

日時： 2012年7月26日(木)  
14:00-17:00

会場： 株式会社クイックセミナールーム  
(東京都港区赤坂2-11-7 ATT新館6F)

講師： 上海邁伊茲咨询有限公司シニアコンサルタント  
谷 公爾 氏

参加費： 5,000円

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

【株式会社マイツ】  
〒107-0052  
東京都港区赤坂2-19-4  
FORUM 赤坂 10階  
TEL: 03-5549-2021  
(HP)  
<http://www.myts.co.jp/new/2012/06/000920.html>

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階  
TEL: (03) 6831-3310